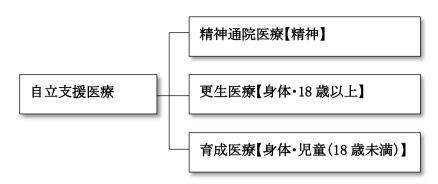
【障害者総合支援法】自立支援医療について

医療費の窓口負担を軽減する為の制度 医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度



(ア)対象となる疾患(例)・・・継続して通院の可能性がある疾患(精神・身体)

- 更生医療、育成医療
 - ・肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術
 - ·視覚障害···白内障→水晶体摘出術
 - 内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術
 - ·腎臟機能障害···腎移植、人工透析

● 精神通院医療:精神疾患

- ・統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質 その他の精神疾 患を有する者
- ・神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格及び行動の障害等

(イ) 利用者の自己負担額

利用者負担が過大とならないよう所得に応じて1か月あたりの負担額を設定

費用が高額になる治療を長期にわたり継続しなければならない者(重度がつ継続)、育成医療の中間所得層については更に軽減処置を実施

所得区分		負担	更生医療•	育成医療	重度かつ継続
		割合	精神通院医療		
一定所得以上	市町村民税	1割	_	_	20,000 円
	235,000 円以上				
中間所得1	市町村民税課税	1割	医療保険の	10,000 円	10,000 円
	【33,000 円以上 235,000 円未満】		高額医療費		
中間所得2	市町村民税課税	1割		5,000 円	5,000 円
	【33,000 円未満】				
低所得2	市町村民税非課税	1割	5,000 円	5,000 円	5,000 円
	【本人収入 800,001 円以上】				
低所得1	市町村民税非課税	1割	2,500 円	2,500 円	2,500 円
	【本人収入 800,000 円以下】				
生活保護	生活保護世帯	1割	0円	0 円	0 円

「重度かつ継続」の対象者

- ・統合失調症などで、医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない者
- ・1 か月当たりの負担限度額が低くする措置を講じるものとする。
- ・医療保険の「多数該当」の者(直近の1年間で高額な治療を継続して行い、国民健康保険などの公的医療 保険の「高額療養費」の支給を4回以上受けた者
- ①~⑤の精神疾患の者
 - ①症状性を含む器質性精神障害 (例) 高次脳機能障害、認知症 など
 - ②精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (例)アルコール依存症、薬物依存症 など
 - ③統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
 - ④気分障害 (例)うつ病、躁うつ病 など
 - ⑤ てんかん

(ウ)本制度で医療を受けられる医療機関や薬局について

本制度による医療費の軽減が受けられるのは、各都道府県又は指定都市が指定した「指定自立支援医療機関」 (病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)に限られる。

自立支援医療証に記載された医療機関、薬局を利用したときのみ、本制度の利用が可能。

(エ)医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神障害や、当該精神障害に起因して生じた病態に対して、精神通院医療を担当する医師による病院又は診療所に入院しないで行われる医療(外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれる)が対象

(当該精神障害に起因して生じた病態とは、精神障害の治療に関連して生じた病態や精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態。)

(オ)本制度の利用対象外となるもの

- ・入院医療の費用
- ・公的医療保険が対象とならない治療、投薬などの費用(例:病院や診療所以外でのカウンセリング)
- ・精神障害と関係のない疾患の医療費